

海外受注型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

株式会社三進インターナショナル

1. 受注型企画旅行契約

(1)「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」と表記)とは、株式会社三進インターナショナル(東京都品川区大崎3-6-2-206 東京都知事登録旅行業第3-6366号)(以下当社)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることが出来る運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービス(以下「旅行サービス」と表記)の提供を受けることが出来るように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は次によるほか、旅行日程などに記載された旅行サービス、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」と表記)及び当社旅行業約款・受注型企画旅行契約の部(以下「当社約款」と表記)によります。当書面は共通する旅行条件を説明するものであり、各旅行ごとの次の条件は見積書やご旅行条件書に記載いたします。

- ◎ツアー名
- ◎出発日・旅行日程・ご旅行内容
- ◎旅行代金に含まれる費用
- ◎旅行のお申込方法(申込金等)、契約成立に関する事項
- ◎旅行契約の解除に関する事(取消料等)
- ◎旅程管理方法(添乗員の同行の有無)
- ◎旅行条件の基準日

2. 企画書面の交付

(1)当社は、お客様から依頼があったときは、お客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を記載した見積書・ご旅行日程表及び旅行条件書(あわせて、以下「企画書面」と表記)を交付します。

(2)当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」と表記)を明示することがあります。

3. 契約の申込み

(1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みますお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。

(2)a.旅行開始日80歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を事前にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます等の特別な措置を講じることがあります。それに要する費用はお客様の負担となります。又、他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1)当社の業務上の都合があるとき。
- (2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る責務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

5. 契約の成立時期

- (1)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は、契約責任者と契約の締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

6. 団体・グループ契約

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約の責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

7. 契約書面の交付

- (1)当社は、旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面は企画書面及び本受注型企画旅行条件書等により構成されます。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

8. 最終旅行日程表

(1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関

の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した最終旅行日程表を交付します。

(2)前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(3)最終旅行日程表を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該最終日程表に記載するところに特定されます。

9. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

(1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払い下さい。

(2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行の出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金がかかる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. 契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。

(2)当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときには、変更後に説明します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができません。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,500円(消費税込)いただきます。ただし、お客様の交代に伴い航空券の再発券が必要とされ、その航空運賃に差額が生じる場合は、それらもお客様の負担とさせていただきます。

また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

重要 申し込みの際にお客様が自分の氏名を誤って記入された場合

申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じた取り扱いをさせていただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

12. 旅行契約の解除

(1)お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

- ①お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を払って旅行契約を解除することが出来ます。但し、契約解除・変更のお申し出は、当社の営業日・営業時間内のみお受けします。時間外は翌日扱いになります。(Fax・メールも同様)
営業時間 平日 月～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
- ②当社の責に帰さないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料を頂きます。

(2)お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客さまは次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することが出来ます。

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- c. 運送機関の種類又は会社の変更
- d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
- h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

- ②旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等の旅行のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することが出来なくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)

の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を払うことなく、旅行サービスの当該受領することが出来なくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することが出来なくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。

⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することが出来なくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わねばならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

13. 当社の責任

(1)当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
 (2)旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった時に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

14. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害賠償として15万円を限度(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円です。)として支払います。
 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けられない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

15. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし当該変更について当社に第13項(1)に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
 ア. 天災地変。
 イ. 戦乱。
 ウ. 暴動。
 エ. 官公署の命令。
 オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。
 カ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。
 ②第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 ③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)		
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更		

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船等毎に、宿泊機関及び宿泊を伴う運送機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当毎に1件とします。
 注2:④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3:最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」となるのを「最終旅行日程表」に読み替えてこの表を適用します。

注4:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
 (3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
 (4)当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第13項(1)の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第13項(1)の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

16. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は損害を賠償しなければなりません。
 (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について十分に理解するよう努めなければなりません。
 (3)お客様は、旅行中に提供された旅行サービスが契約書面に記載されたものと異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17. 旅券・査証について

旅券・査証について
 (1)企画書面には旅行先国(経由地も含む)において必要とされる日本の旅券(パスポート)の有効期間や査証(ビザ)の要否を記載しております。現在お持ちの旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうかの確認及び旅券、査証取得はお客様の責任で行っていただきます。これらの手続きなどの代行をご希望される場合は当社では渡航手続料金をいただいております。
 (2)日本国籍以外の方は、日本国籍と異なり、旅行先国や経由地により査証(ビザ)が必要となる場合がございます。自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ願います。

18. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp> でご確認ください。

19. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「外務省海外安全ホームページ」: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp> でご確認ください。

20. 渡航先に「海外危険情報」発出された場合の旅行催行の中止について

旅行のお申込後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更又は解除することがあります。
 外務省「海外危険情報」で「渡航の是非を検討して下さい」以上の危険情報が発出された場合は、旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な処置が取られると判断した場合は旅行を催行いたします。この場合にお客様が旅行を取り止めた場合、当社は所定の取消料をいただきます。

21. お買い物について

お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税の払い戻しがある場合は、購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意頂き、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

22. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、ご通知出来ない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

23. 個人情報取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報(氏名、性別、住所、電話番号、パスポート番号、年齢、生年月日等)について、お客様との間の連絡に利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のために、運送・宿泊機関及び手配代行者に対し必要な範囲内で提供させていただきます。また、査証取得手続きのために、大使館等の機関に対し提供させていただきます。
 ※ この他、当社では①当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②アンケートのお願い ③統計資料の作成 ④団体旅行の円滑な実施のために旅行中にお渡しする参加者の名簿の作成(申込書で可否を伺います)等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

24. 旅行条件・代金の基準

この旅行条件および旅行代金の基準は企画書面に基準日として明示した日となります。

25. 受注型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

(2010年11月12日作成)